

BFRトレーナーズ協会 倫理規程

第1章 総則

(本規定の意義)

第1条

- 1、この規程は、BFRトレーナーズ協会（以下、協会という）の認定するBFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナーおよびライトピラティス インストラクターの指導の内容や役割の適正化と向上をはかるために、BFRトレーナーの業務に関する規範及び倫理規範等について規定する。
- 2、この規程は、協会の認定する NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティスインストラクターの指導の内容や役割の適正化と向上をはかるために、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティスのインストラクターの業務に関する規範及び倫理規範等について規定する。

(BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターの目的)

第2条

- 1、BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、別途定める基本規定に精通し、業務の執行に当たっては、本規定及び基本規定を遵守しなければならない。
- 2、本規定において、用いられる用語は基本規定に従う

第2章 BFRトレーナーズ協会の会員としての一般的規律

(BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターの使命)

第3条

- 1、BFRトレーナーは、BFRトレーニングの資格を取得し、BFRトレーニングベルトを用いたトレーニング全般について、顧客（クライアント）対し、安全で適正であることを守り、顧客（クライアント）の利益を図ることを使命とする。また、BFRトレーナーズ協会の質の向上、BFRトレーニングの普及を目指す。
- 2、NPTAパーソナルトレーナーは、パーソナルトレーナーになるための基本的な機能解剖学、運動生理学、スポーツ障害、栄養学など多岐にわたる知識をeラーニングで学び、実技としてレジスタンストレーニング、ストレッチ、ファンクショナルトレーニング、パーソナルトレーニング実技、時代に応じて新たに派生する技術を積極的に学び、指導するに当たって必要な知識と指導者としての指導技術を学ぶ。
- 3、ライトピラティスインストラクターは、マットピラティス、スパインコレクター、リフォーマーピラティスの概念、技術を学び、指導するに当たって必要な知識と指導者としての指導技術を学ぶ。

(品位の保持)

第4条

- 1、BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー・ライトピラティス インストラクターは、BFRトレーナーズ協会の会員としての品位を保持し、社会通念上その信用を失墜させ

るような行為を行ってはならない。

2、BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、品位を損なうおそれのある広告宣伝を行ってはならない。

(相互協力)

第5条 BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー・ライトピラティス インストラクターは、相互に協力してBFRトレーナーズ協会と会員の輪の発展に努め、それを阻害するような行為をおこなってはならない。

(適正な助言を与える義務)

第6条

BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、顧客（クライアント）に対し、トレーニングに関して適切な助言をあたえなければならない。

(名義貸しの禁止)

第7条

BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、当協会によって認定されたトレーナー、インストラクターとしての資格ないし名義を第三者に貸与してはならない。

(資質の維持・向上)

第8条

BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、常に学び新しい知識と技術を研鑽することによってBFRトレーナーズ協会の会員としての資質の維持・向上に努めなければならない。

第3章 BFRトレーナーズ協会の会員としての職務に関する規律

(適正職務執行義務)

第9条

BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは常に顧客（クライアント）の要望に応え、公正で迅速にその業務に邁進しなければならない。

(法令遵守義務)

第10条

BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、個人情報保護法、薬事法、その他関係法令を遵守しなければならない。

(説明義務)

第11条

BFRトレーナー、NPTAパーソナルトレーナー、ライトピラティス インストラクターは、顧客（クライアント）が求めるトレーニングの目的や成果の説明をしっかりと行わなければならない。

(守秘義務)

第12条

- 1、 BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、顧客（クライアント）のトレーニングを通じて、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 2、 BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、業務を行う上で、知り得た顧客（クライアント）に関する情報を、個人情報保護法に従って管理すべき責務を負う。

（他の登録者との関係）

第13条

- 1、 BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、当協会の認定しない同業種のアドバイザーの業務を妨害してはならない。
- 2、 BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、当協会の認定しない同業種のアドバイザーの業務を、誹謗中傷してはならない。

（トラブル発生の防止）

第14条

- 1、 BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、その業務の中で、顧客（クライアント）とのトラブルの発生の防止につとめなければならない。
- 2、 BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターが、その業務の中で顧客（クライアント）との間でトラブルが生じた時は、自主的かつ円満な協議により解決するようつとめなければならない。

第4章 顧客との関係に関する規律

（顧客保護義務）

第15条

BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、顧客（クライアント）の利益保護に努め、故意または過失によってトレーナー、インストラクターとしての業務に関して、顧客の利益を侵害すべき行為を行ってはならない。

（顧客に対する不当誘引の禁止）

第16条

BFRトレーナー、 NPTAパーソナルトレーナー、 ライトピラティス インストラクターは、トレーナー、インストラクターの業務を実施するため、顧客（クライアント）を不当な方法で誘引してはならない。

（本規程の改訂）

第17条 本規程は特別委員会の決定により改訂することができる。

以上

制定日 2014年 9月20日
改訂日 2014年10月24日
改訂日 2021年09月01日